

日本の禪宗寺院に關する考察

大石守雄

凡そ日本佛教の各宗派中、禪宗と密教ほど相承の系統を重んずるものはない。而して密教は事相・灌頂を問題とするのであるが、禪宗は傳燈嗣承を重んじ一師からのみ傳法を許され、二系の法を兼稟出來ないのである。處が鎌倉時代より室町時代にかけて、多數の人宋僧、又は來朝僧によつて傳えられた禪宗諸派は、それ〴〵それ等多數の僧侶を派祖として各々別派をなして嗣法相承され、多くの門派を生じた。世上に二十四流・四十六傳といわれるものがこれである。中世の禪宗寺院の制度は、中國の影響を受けて、武家即ち幕府の庇護によつて官寺となり、十方住持の制度をとつた寺院と、公家階級の外護によつて一流相承の制度をとつた、二つの寺院形態がある。因に十方住持制度による寺院を十方刹といい、一流相承即ち甲乙住持による寺院を度弟院という。

日本の佛教の諸宗と雖も、奈良時代の大寺の制度に於ては一寺に特定の宗派なく、丁度この十方住持制度に相當すべきものであつたが、平安時代以後、各寺が一定の宗に屬するに到り、更に同宗内でも特定の一流のみに相承される状態

であつたのである。鎌倉時代に禪宗と共に將來されたこの十方住持制度は、最初人材登用の趣旨であるにも、はらず室町時代に入ると、幕府が或る特定の一派のみに偏重したこと、任命された住持は寺院の興廢を度外視して、自己の榮達利養を心掛ける様になり。徒らに官僚主義惡弊の巢窟となつたのである。處が一方、一流相承を護持した寺院は、幾度かの幕府の彈壓にも、はた又應仁の大亂にも、愛山護法の念を堅持して、開創の精神を忘れずに遺訓を守り、江戸時代以後その法流を日本禪宗に傳燈嗣承して、今日なお禪宗の法燈をかゝっているのである。

二

禪宗の傳來當初、壽福寺、建仁寺、長樂寺等明庵榮西によつて開創された諸寺は教禪双修の態度による故に、黃龍派の禪の法流と共に、特に台密の葉上流の血脈を傳える系統として一流相承であつたが、それが鎌倉中期以後、是等を管領する檀越たる鎌倉武家の意志により次第に密教的色彩が脱却すると十方住持の制度をとり入れる様になつた。ところ建長・圓覺寺には相繼いで南宋の來朝僧を住せしめた。北條時宗は既に蘭溪道隆・大休正念寺の宋僧が在世中にも拘らず、弘安元年（一二七八）十二月に無及德詮・宗英の二人を南宋に遣して無學祖元を請じ、「時宗留意宗乘、積有年序、建營梵苑、安止緇流、但時宗每憶、樹有其根、水有其源、是以欲請宋朝名勝、助行此道、煩詮英二兄、莫憚鯨波險阻、誘引俊傑、歸來本國爲望而已、不宣」と、これは明かに十方より人材を求めて禪寺に住せしめようとしたものであり、時宗以後禪寺に十方住持制度を採用しようとした意圖を充分に知ることが出来る。

而して東福寺に於ては圓爾辯圓が弘安三年（一二七八）六月一日の東福寺壁書に（辯圓は弘安三年十月十七日に示寂している）東福寺、承天寺、崇福寺、水上萬壽寺の各寺に規範八ヶ條を控制し、特に東福寺住持は圓爾の一派を嚴守せしめている。

東福寺條々事

一、公家、關東御祈禱如_二日來_一不可_レ有_二退轉_一。

一、本願御家門御祈禱不可_レ有_二退轉_一。

一、圓爾、以_二佛鑑禪師叢林規式_一一期遵_二行之_一人永不_レ可_レ有_二退轉_一矣。

一、東福寺長老職事、圓爾門徒中、計_二器量人_一代々可_レ讓與_一也。

一、聖教法衣等安_二置普門院並常樂庵_一、不可_レ出_二于他所_一矣。

一、承天寺者我法房也、一期以後、曉首座可_レ傳_二領寺務_一矣。

一、崇福寺事佛鑑禪師門下初圻侍者入院（住_二平江府定慧寺_一）次圓爾歸朝可_レ令_二弘_一通禪法_二之由頻受_レ命、仍禪師自書_二崇福寺之

額字_二被_レ授_レ之、爾間、歸朝最前、申_二下勅願官旨_一畢、而僧齋料所依_レ無_レ之、少郷（經賢朝臣）當時爲_二檀那扶_二持之、云々、何後依_二違事出來之時_一者、東福寺殊可_レ有_二其沙汰_一者也、

一、水上山萬壽寺者、圓爾歸朝以後、第二開山之寺也、檀那歸依寄_二進山林田園等_一、雖_レ讓_二補長老職於覺禪房_一彼逝去之後、以_二門弟_一補_レ之、彼寺何後可_レ爲_二于東福寺沙汰_一也。

弘安三年六月一日 東福寺住持 圓爾（華押）

とある。教禪兼修の寺院でありながらも、この遺訓を堅持して、のち五山に列しても一流相承を譲らなかつたのである。それは建武二年（一三三五）に五山の列位を改めようとした。その時或る者が朝廷に奏して、東福寺は藤原氏の墳寺にして聖一派のみがその住持を一派獨占するが故に、五山より除かんとした事がある。

慧日規箴。建武二年乙亥五月。或_レ謨_レ奏_レ朝以斥_二東福_一五山居_レ其末_上者、關師與_二雙峰南山_一趨朝強奏云々

とある。つまり時の東福寺住持であつた雙峰宗源が南山士雲及び虎關師鍊を起たしめて、後醍醐天皇に對し、極力その説の非なることを奏聞したので、漸くにして事なきを得て、五山第二位にとゞまつたのである。(この事件の資料は海藏和尚紀年録にもある)而し爾後これが先例となり、官寺はすべて十方住持制度をとるべきであるのに一流相承の寺院としての面目を保つた處に十方住持の制度は徹底を欠く結果となつた。

次いで應燈關の一流を繼ぐ大徳寺である。開山宗峰妙超は後醍醐天皇の歸依によつて、かの有名な御置文が元弘三年(一三三三)八月二十四日に下され、更に建武四年(一三三七)八月廿六日の花園上皇御置文がある。

○後醍醐天皇御置文 大徳禪寺者、宜爲本朝無雙之禪苑、安棲千象、令祝萬年、門弟相承、不詳他門住、不偏狹之情爲重法流、殊染宸翰、貽言於龍華耳。元弘三年八月廿日。宗峰國師禪室。

○花園上皇御置文 大徳禪寺者、特稟曹溪之正脈、專煽少林之遺風、寔斯叢林之矩範者歟。宜比禪苑於劫石、傳法席於龍華。一流相承、他門勿住、豈是縱人我之情乎、宗派別涇渭之故也、垂嚴誠於將來、勿敢違失矣。建武四年八月二十六日 興禪大燈國師禪室

とある。宗峰妙超の一派が一流相承して他門の住するを許さないのが寺法となつた。それにも拘らず建武中興の際、五山の一に列せられたのである。

○龍寶山大徳禪寺者、可爲五山之其一、可被存知者、天氣如此仍執達如件 元弘三年十月一日

宗峰上人禪室 式部少輔判

○大徳禪寺者、聖運廓開之嘉城、南宗單傳之淨場也。修宇起教情、儀式超祖跡、宜相並南禪第一之上刹、奉祈聖躬億兆之寶位者、天氣如此、仍執達如件。元弘四年正月廿八日

宗峰長老禪室 左衛門權佐判

とある。元弘三年（一一三三）十月につゞいて翌元弘四年（一一三四）正月には五山之上の南禪第一の上刹と相並んで五山の首位に迄昇格したのである。而し一流相承なるが故に五山の位には列してはならず、至徳三年（一一三六）には十刹の九位に加つてゐるのみである。龍寶山誌によれば、

至徳三年七月、將軍奏_レ朝、於_三京都鎌倉立_三五山十刹_一、以_三南禪寺爲_三五山之上_一、時大德寺_三京師十刹之第九位_一とある。しかし住持は十方諸派より任ぜられてはいなし、南朝・北朝の遺勅通り、宗峰妙超一派のみより任ぜられてもいないのである。つまり應燈關の一流としての一流相承がなされたのである。それは大德寺十八世東源宗漸・二十一世香林宗蘭・二十五世禱庵性才等はいづれも宗峰派下ではなく、宗峰の師南浦紹明（大應國師）の法嗣で、それと可翁宗然・峰翁祖一・通翁鏡圓の法孫である。これは至徳三年（一一三六）に十刹に加つて居りそれ以後は、他の五山・十刹同様、幕府の住持任命のために宗峰門下以外の住持となつたものらしい。それは「南禪寺舊記下」に香林宗蘭の公帖より推察出来る。

勝定院殿公文

大德寺住持職事、任先例可被執務之狀如件。

應永廿八年正月廿六日

宗蘭西堂

從一位御判

大上包宗蘭西堂

從一位御判

右至此時代、依爲十刹、以西堂住持如此。

とある。幕府は十刹である以上、十方住持の制度を大德寺には主張したのであらう。而し永享三年（一二四三）にり、大德寺の當事者は南北兩朝の遺勅及び開山宗峰妙超の遺訓を忘れず、同寺住持を宗峰一派の相承にしようとして、十刹の位を捨てん事を幕府に請うて許され、一流相承となつて、幕府の住持任免の十方住持制度より脱却したのである。

更に應燈關の一流といわれるのは南浦紹明（大應國師）——宗峰妙超（大燈國師）——關山慧玄（無相大師）と次第

する關山慧玄は妙心寺開山であつて、この關山一流こそ、現代迄一流相承して純一に傳燈嗣承して來たのである。妙心寺開創に當り、花園法皇は晩年に、松源一流の再興と妙心寺造營の事を軫念され貞和三年（一三四七）七月二十二日「往年の宸翰」を賜つたのである。

往年、在先師大澄國師所、於此一段事、得休歇、特傳持衣鉢之後、報恩謝德之後、興隆佛法之志、寤寢無忘、而心事依違于今、未遂其願、頃年病痼纏牽且夕難期、空填溝壑者、永劫之恨何事如之、仍一流再興并妙心寺造營以下事申置、仙洞之子細在之、縱過一瞬必可滿平生之志、門徒之中其仁不在佗、廻遠慮可被果興隆之願、故遺鳥跡述蕃懷者也
貞和三年七月廿二日 御判
關山上人禪室

とある。花園法皇は大徳寺は又妙心寺に於て一流相承の念願を申置かれた。時恰も南朝・北朝の軋轢愈々加はり兵亂相次いで起つて居り、大徳寺に於ては、後醍醐（南朝）・花園（北朝）兩帝の統一への念願をかけられたであろう。又妙心寺に於ては花園上皇は特に關山の一派のみよる相承を、又幕府の十方住持という寺院政策の反動として念願が申置かれたのであろう。

先きに東福寺は一流相承即ち度弟院であり乍ら五山に列する例外を認められ、又大徳寺は自らの度弟院主義を護持せんとして、ついに十刹位の榮譽を捨てゝしまつたが、同じく十刹たる臨川寺に對して室町幕府は寛大な取扱いをしてゐる。臨川寺は建武二年（一三三五）十月に後醍醐天皇の宸翰に、『應令夢窓國師爲靈龜山臨川禪寺開山事、右當寺者——（中略）——宣恢弘臨濟禪師之宗風、令稟承臨川禪寺之法流、以門葉相續至龍華三會而已』とあり、一流相承して護持せんことを念願とされたが、夢窓國師晩年の臨川家訓には『本寺住持、不可妄請三會院塔主、興門弟宿老、相共商量、選其器以任之、門弟中無其器、則請他門名勝亦可也、莫倣尋常度弟院之式矣。』とあり十方住持とし一流相承を否定し他門の名勝を任ず様申している。その御教書に、

嵯峨臨川寺事。

後醍醐院勅願、開山國師寂場、禪宗再興之聖跡、君臣歸依之梵宇、信仰異他、仍雖爲徒弟

院、任東福寺之先例、可准十刹列之由被仰門徒了、存其旨可被執務之狀如件 文和三年（一三五四）正月廿六日

當寺長老

左中將（花押）

とある。即ち東福寺の先例がある故に、度弟院であつても十刹に列する例外を許容するのである。茲に幕府の官刹に對する十方住持主義が弛緩して來たこと知り得るのである。しかし永和三年（一三七七）八月臨川寺を五山に列せしめようとした際、五山に陞位され、ば十方刹たらしめざるを得なかつたのであらう。夢窓門下の古劍妙快以下が極力反對し、幕府に朋黨を組んで強請し、その沙汰を止めた事件がある。了幻集の臨川寺訴狀に

（上略）手書寺所當行之規制、自曰臨川家訓、藏在于三會塔、茲本寺衆不量議、反求列于五山之班、既新法堂、兼容介衆、遽忘先訓之責、終昧自己之心、門下縱令得有名位之長老、是所謂扶宗來報佛恩者歟、未易知也、矧乎寺改舊觀、僧陷今時、道業日日廢、魔孽時々興、名是而實非、損益果何如、法運固季矣。少室正僉、若一縷之懸千斤、未卽斷者、時容坐視哉、投訴於大檀越之前、切冀鈞旨、委下公憑、復遷本寺於諸山之位、安百員侶於枯木堂中、以堅密道力、毎日鞭策、光揚先蹤、激進後輩、則法燈得再續、祖風行可追矣、唯大檀越、高明察鑑、遂此誠請、某懇訴所以、伏乞哀念、謹言。永和戊午四月日。

（この外に空華日用工夫略集にもこの事件に關する記事があるが、今は古劍妙快著の了幻集をとつた。）とある。つまり度弟院を改めて十方刹にしなげばならないところより來ているものと思われる。

この臨川寺と共に相國寺は夢窓派の度弟院となつた一件がある。先きに天龍寺を建立し、之を五山に列して十方住持制度を採用した。その後相國寺を建立して、又十方住持制度を布いた。勸請開山に夢窓疎石・春屋妙葩（二世）・空谷明應（三世）・太清宗渭（四世）・一山派）・雲溪支山（五世）・一山派）と明らかに十方刹の様相を呈した。しかるに六世絶

海中津が住んするに及んで、『再任廣照國師（絶海中津）・應永四年丁丑二月廿八日入寺、奉公命始爲門徒寺』、と扶桑五山記（卷四、山城州萬年山相國承天禪寺、住持位次）に出ている。つまり夢窓門下の絶海中津以後度弟院となつて一流相承を許したのである。臨川寺といふ相國寺といふ、室町幕府は夢窓派に對しては寛大であつたらしい。又他方十方住持については、先づ代表されるものとして五山之上の南禪寺をあげることが出来る。南禪寺は龜山上皇の歸依により離宮を改めて禪刹とし、永仁七年（一二九九）三月、「禪林寺起願事」を宣下された。その中に、

長老職事 選_テ器量卓拔、才智聯全而佛法爲_ニ重擔_ニ勤行爲_ニ志郎_ニ之仁_ト、可_ニ補任_一者也、佛日增輝、法輪常轉而已、僧者不_レ必以_ニ貴人_ニ爲_レ尊、乃至雖_ニ吾子孫_ニ不可_レ以_レ勢住持_ニ恐爲_ニ傷_レ風敗_レ教之端、深屬、深屬。

と純粹に十住持制度を取り上げている。十方住持制度は鎌倉・室町幕府の政策であり、換言すれば武士階級の禪寺の十方住持政策である。それに對し公家階級の一流相承と對立し、室町期に至つて、幕府の公家化として十方住持を堅持し得ず一流相承を許したといわれるが、而し皇室に於ける十方住持制度は見逃すことは出来ない。

この様に一流相承が鎌倉・室町兩期を通じて幕府五山十刹への十方住持に對しても問題を起している禪宗寺院は禪宗本來の面目である。傳燈嗣承こそ、その生命となつてるところから出發したものである。

註1 荻須純道氏「日本禪宗二十四流史傳考」日本佛教學會年報昭和三十一年三月參照

2 玉村竹二氏「五山叢林の十方住持制度に就いて」日本佛敎史學第二卷ノ一參照

3 圓覺寺文書